

ハヤヨミ！ 看護政策 No. 437

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2024年7月24日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

医療保険制度や母子保健における 妊産婦等の支援などについて議論

— 妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策に関する検討会 —

公開可

◎医療保険制度や母子保健における妊産婦等の支援などについて議論 妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策に関する検討会

6月26日に、第1回の上記検討会が開催された。「子ども未来戦略方針」において「出産費用の保険適用の導入を含め検討する」と示されたことを受けて、妊娠・出産・産後における支援策などの強化に向けた検討会が設置された。

今回は、現在の医療保険制度や母子保健における妊産婦などの支援や周産期医療提供体制について事務局から説明後に、意見交換を実施。

井本常任理事は「看護職は、妊産婦などにとって安全・安心かつ満足度の高い出産などの実現に向けケアの質を担保するなどの努力を続けてきた」と述べたうえで「周産期医療の質向上に向けて制度面をどう整備してきたか共通理解して検討を進める必要がある」と発言した。医系団体からは、出産費用の保険適用化によって周産期医療体制が崩壊することを懸念する意見が相次いだ。自治体の立場からは、財政力が地方と都市部とで異なることへの配慮や、持続可能な仕組みの構築と国による基礎自治体への財政支援を求める意見があった。妊産婦の声を伝える立場からは「『出産費用の保険適用化』という言葉が独り歩きしており、国民は正確に理解できていない」と懸念する声や「身近に地域で分娩取扱施設があることと、妊産婦の経済的負担の軽減の両方を実現させてほしい」などという意見があった。今後は、第2回～第4回の3回で各構成員からヒアリングを行い、秋以降に妊娠・出産・産後の支援策に関する制度設計などについて議論される予定。（執筆：井本常任理事）

◎医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いについて（諮問）議論

中医協総会

7月17日に中医協総会が開催された。定例報告以外に、医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いについて（諮問）議論された。医療DXに係る診療報酬上の評価（医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算）の取扱いについて、令和6年12月より

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

健康保険証の発行が終了することを踏まえて期中改定が行われることとなり、厚生労働大臣からの諮問および中医協からの答申が行われた。医療情報取得加算については、令和6年12月以降、評価を引き下げ、現行の保険証かマイナンバーカードの保険証（以下、マイナ保険証）にかかわらず1点とする改正案が示された。また、医療DX推進体制整備加算について、令和6年10月以降はマイナポータルでの医療情報等に基づいて患者からの健康管理に係る相談に応じることが新たに要件化されたほか、マイナ保険証の利用率を施設基準とした3段階の加算を設定することが答申された。基準となるマイナ保険証利用率については、10月時点では15%、10%、5%の3段階とし、令和7年1月に30%、20%、10%に引き上げる。令和7年4月以降の基準については年末を目途に再検討の予定。マイナ保険証利用率の定義は「レセプト件数ベース利用率」と「オンライン資格確認件数ベース利用率」の2つがあるが、医療機関受診者に対するマイナ保険証の利用率である「レセプト件数ベース利用率」を基本とする。ただし、「レセプト件数ベース利用率」の把握には、2カ月間の時間差が生じるため、加算の新設から最初の4カ月間（令和7年1月まで）は「オンライン資格確認件数ベース利用率」も使用可能とされた。算定にあたっては、毎月社会保険診療報酬支払基金から報告されるマイナ保険証利用率が基準を満たしていればよく、特に地方厚生局への届出を行う必要はないものとされた。上記について、8月中に告示される予定となった。（執筆：木澤常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。